

中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて

1. 経緯

- (1) 平成 11 年に独立行政法人通則法が成立した際、衆議院行政改革に関する特別委員会及び参議院行財政改革・税制等に関する委員会において、政府は各独立行政法人の中期目標期間終了時の主務大臣の組織・業務全般の検討に当たり、そのための客観的な基準を平成 15 年度までに検討すべき旨が附帯決議された。
- (2) 総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会は、独立行政法人の中期目標期間終了時の主要な事務・事業の改廃に関し勧告を行うことができることとされている。他方、次の中期目標期間の開始時から法人が見直し結果を反映して業務を実施するには、当該開始年度に係る国の予算に見直し内容を反映させる必要がある。
- (3) また、平成 15 年度までで中期目標期間が終了する法人が存在しており（独教員研修センター）、当該法人の所管省は平成 16 年度予算要求に当たり、見直し内容を検討して行う必要がある。

2. 対応

閣議決定の内容は以下のとおり。

- (1) 独立行政法人の業務全般にわたる見直しの視点、事務及び事業の改廃に係る具体的措置、組織形態に関する見直しに関する具体的措置を定めるとともに、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会は、業務全般にわたる見直しの視点について、具体的な検討に資するチェック事項を勧告方針として概算要求前に作成。
- (2) 見直し結果を次の中期目標期間の開始年度に係る国の予算に反映させるため、以下の手続を実施。
 - ① 主務大臣は、勧告方針を踏まえて見直し案を検討して予算を要求。
 - ② 総務省の政策評価・独立行政法人委員会は、予算に反映できるよう早期に勧告の方向性等を指摘。
 - ③ 主務大臣は、国の予算編成の過程において見直し内容を検討。
 - ④ 主務大臣は予算概算決定の時までに行政改革推進本部に見直し内容を説明し、その議を経て決定。
- (3) (2) で決定した見直し内容を踏まえ、主務大臣及び独立行政法人は中期目標・中期計画等を策定。必要があれば国会に法律案を提出。

中期目標期間終了時に向けた独立行政法人の見直しの概要

中期目標期間最終年度の

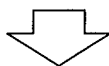
8月

主務大臣は各府省評価委員会の意見を踏まえ、組織・業務全般の見直し案を作成し、予算等を要求。



10月頃

総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会は、中期目標期間終了時の見直しの勧告の方向性等を指摘。



11月頃

主務大臣は総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会の上記指摘を踏まえ、見直し内容を検討。

与党・査定当局は上記指摘を踏まえた見直し内容について、ヒアリング・調整等。



12月

政府行政改革推進本部において主務大臣は見直し内容を説明、その議を経た上で決定。



1月

3月

主務大臣は(法改正が必要な場合)独法個別法改正案を検討・提出
主務大臣・各法人は次期中期目標・中期計画を策定。



4月

新しい中期目標期間開始

※ また、本閣議決定で以下の内容を見直しの基準として決定。

- ① 独立行政法人の業務全般にわたる見直しの視点
- ② 事務及び事業の改廃に係る具体的措置
- ③ 組織形態に関する見直しの具体的措置

平成 15 年 8 月 1 日

閣 議 決 定

独立行政法人制度は、主務大臣が示した中期目標に基づき、当該法人がその達成のための中期計画を定めて自律的・自主的に業務を遂行すること、独立行政法人評価委員会が業務実績等を厳格に事後評価すること、並びにこうした評価等に基づき事務及び事業の不断の見直しを行うことを通じて、適正かつ効率的な運営を確保する仕組みである。

独立行政法人制度を有効に機能させるため、主務大臣は、その所掌範囲全体における骨格的な政策目標を明確にし、その中で独立行政法人が担う役割の位置付けを明らかにするとともに、各独立行政法人の「存在意義」を国民に対し説明しなければならない。

特に、特殊法人及び認可法人において組織・業務の自己増殖、不要不急な業務の拡張といった問題点が指摘されてきたことを踏まえ、独立行政法人においては、中期目標期間終了の都度、組織及び業務全般の見直しを行うことが制度の中核と位置付けられている。この仕組みにより、各主務大臣及び独立行政法人は、経済社会情勢等を勘案し行政主体が担う必要性が乏しくなった事務及び事業の廃止あるいは民営化を行い、また、時宜に応じた業務運営に改めるなど、組織及び業務の在り方全般について機動的・弾力的な対応を行うことが求められている。

主務大臣は、以下に定めるところにより、「民間にできることは民間に委ねる」との観点から、独立行政法人の組織・業務全般について極力整理縮小する方向で見直すこととする。

1. 審議会の勧告と見直し内容の予算への反映

独立行政法人の中期目標期間終了時の主要な事務及び事業の改廃に関し、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 32 条第 3 項に規定する政令で定める審議会（総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会。以下「審議会」という。）は、主務大臣に勧告ができることとされている。他方、次の中期目標期間の開始時から法人が見直し結果を反映して業務を実施し、又は廃止の場合の円滑な経過措置を実施していくためには、当該開始年度に係る国の予算に見直し内容を反映させる必要がある。

したがって、審議会は、あらかじめ勧告を行うに当たっての視点を示すため、独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の取組の方針（以下「勧告方針」という。）を作成するものとする。その際、別紙「中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しに係る基準」（以下「基準」という。）1（独立行政法人の業務全般にわたる見直しの視点）

に掲げる視点のそれぞれについて、具体的な検討に資するチェック事項を示さなければならない。また、審議会は、今後の独立行政法人制度の運用状況等を踏まえ、必要に応じ基準1に掲げる視点以外にも必要な視点及び当該視点の具体的な検討に資するチェック事項を検討し、示すことにより、勧告方針を適宜改定するものとする。

2. 概算要求及び概算決定に向けた取組

主務大臣は、1. の勧告方針に即して審議会在勧告又は勧告の方向性等の指摘を行うこととなることを踏まえ、基準2（事務及び事業の改廃に係る具体的措置）及び3（組織形態の見直しに係る具体的措置）に掲げる具体的措置を盛り込んだ独立行政法人の組織・業務全般の見直しについての当初案を作成し、その実現に向けて当該独立行政法人に係る国の予算の要求を行うこととする。

また、審議会は、見直し内容が中期目標期間の開始年度に係る予算に反映できるよう早期に、具体的には当該独立行政法人に係る国の予算の編成作業に間に合うタイミングで、主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性等の指摘を行うものとする。

主務大臣は、予算編成の過程において、審議会による勧告の方向性等の指摘の趣旨が最大限いかされるように見直し内容を検討し、概算要求を行った見直し案に対して所要の修正を加えた上、予算概算決定の時までに、行政改革推進本部に説明し、その議を経た上で決定するものとする。その際、行政改革推進本部は審議会の意見を聴かなければならない。

3. 概算決定後、次の中期目標期間開始までの取組

2. において決定した見直し内容を踏まえ、主務大臣及び独立行政法人は中期目標・中期計画等を策定するほか、独立行政法人の個別法の改正・廃止が必要な場合、主務大臣は国会に所要の法律案を提出することとする。

見直し内容の具体化に当たっては、通則法第59条により読み替えられる国家公務員法第78条の規定等の趣旨を踏まえつつ、職員の雇用の安定、労働条件等に配慮し、円滑な実施を図る。

4. 中期目標期間終了時における勧告及び主務大臣の見直し

審議会は、1. から3. までの過程で検討、決定した内容を踏まえて、中期目標期間終了後遅滞なく通則法第35条第3項に基づく勧告を行うこととし、主務大臣は、当該決定内容及び勧告を踏まえて見直し内容を正式に決定するものとする。

別紙

中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しに係る基準

1 独立行政法人の業務全般にわたる見直しの視点

(1) 事務及び事業の在り方に関する視点

- ① 国が関与する事務及び事業としての必要性・有効性等
 - i) 政策目的の達成状況
 - ii) 社会経済情勢の変化の状況
 - iii) 国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地との関係
 - iv) 利用者、顧客、受益者等のニーズ、実態上の範囲の状況
- ② 事務及び事業を制度的独占により行う必要性

(2) 事務及び事業を現在担っている実施主体の適切性に関する視点

- i) 現行の実施主体の設立目的、ほかの事務及び事業との関係
- ii) 現行の実施主体の財務状況
- iii) 関連する事務及び事業の実施主体との分担関係
- iv) 現行の実施主体の組織形態、人事との関係

(3) 事務及び事業の効率化、質の向上等の状況に関する視点

- i) 効率化、質の向上等の達成状況
- ii) 効率化、質の向上等に係る指標の動向
- iii) 勘定区分の機能状況
- iv) 受益者負担の在り方

(4) 事務及び事業の見直しの経緯の検証に関する視点

2 事務及び事業の改廃に係る具体的措置

- ・ 事務及び事業の廃止
- ・ 民間又は地方公共団体への移管
- ・ 事務及び事業に関する制度的独占の廃止

- ・ 自主財源による事務及び事業や受託による事務及び事業への移行、事務及び事業に係る補助金等依存度の更なる縮減
- ・ 事務及び事業の他の独立行政法人又は国への移管
- ・ 事務及び事業の一部又は全部の民間委託、民間委託の範囲の拡大
- ・ 事務及び事業の戦略化・重点化又は整理縮小
- ・ 事務及び事業の運営の合理化・適正化
- ・ 市場テスト（事務及び事業について民間その他の組織からの入札を募集し、独立行政法人が実施するよりも当該組織が実施した方がコストと品質の面で優れていれば当該組織に委託することとすること。）その他事務及び事業についての改善措置の試行的実施等

3 独立行政法人の組織形態に関する見直しに係る具体的措置

- (1) 業務の大部分又は主たる業務が廃止され、又は民間その他の運営主体に移管された独立行政法人について、当該法人を廃止した場合にどのような問題が生じるのかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該法人を廃止する。

法人を廃止しない場合であっても、業務の大部分又は主たる業務の廃止又は他の運営主体への移管に伴い、当該法人の組織を大幅にスリム化する。

- (2) 業務の採算性が高く、かつ国の関与の必要性が乏しい法人、企業的経営による方が業務をより効率的に継続実施できる法人又は民間でも同種の業務の実施が可能な独立行政法人について、当該法人を民営化した場合にどのような具体的問題が生じるのかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該法人を民営化する。

法人を民営化しない場合であっても、業務の大部分について民営化することに伴い、当該法人の組織を大幅にスリム化する。

- (3) 特定独立行政法人について、その業務を国家公務員の身分を有しない者が担う場合にどのような問題が生じるのかを具体的かつ明確に説明できない場合、当該法人を特定独立行政法人以外の独立行政法人とする。

○ 独立行政法人通則法（抜粋）

（中期目標の期間の終了時の検討）

第三十五条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 審議会（注：総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会）は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

○ 内閣法の一部を改正する法律案等中央省庁等改革関連十七法律案に対する附帯決議

（平成 11 年 6 月 9 日 衆議院行政改革に関する特別委員会）

政府は、中央省庁等改革関連法律の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

（略）

一 独立行政法人の中期計画の期間の終了時において、主務大臣が行うとされている「当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討」については、そのための客観的な基準を遅くとも平成十五年度までに検討し、独立行政法人の存廃・民営化はこの基準を踏まえて決定すること。

（以下 略）

○ 内閣法の一部を改正する法律案等中央省庁等改革関連十七法律案に対する附帯決議

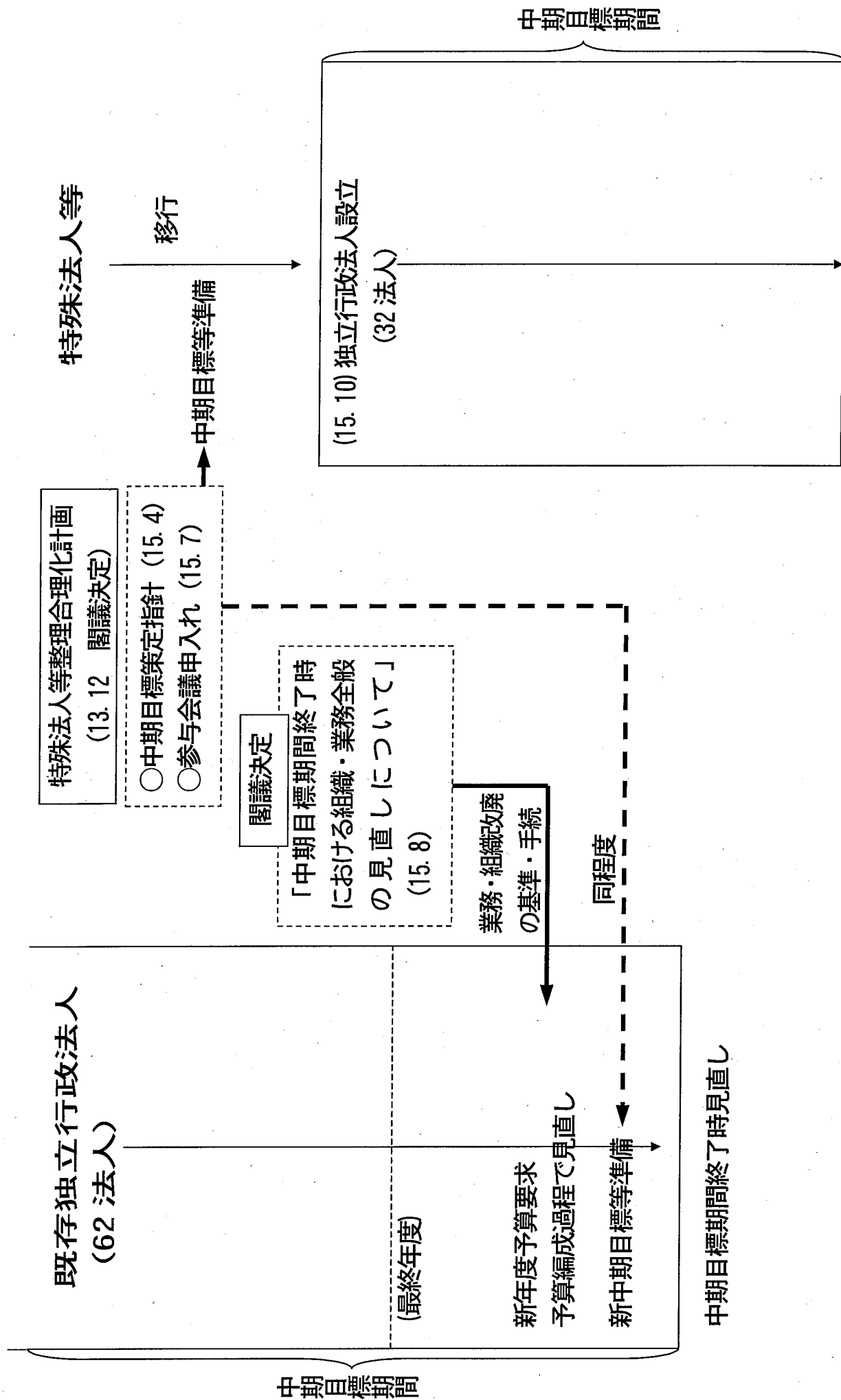
（平成 11 年 7 月 8 日 参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会）

政府は、中央省庁等改革関連法律の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

（略）

一 独立行政法人の中期計画の期間の終了時において、主務大臣が行うとされている「当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討」については、そのための客観的な基準を遅くとも平成十五年度までに検討し、独立行政法人の存廃・民営化はこの基準を踏まえて決定すること。

（以下 略）



独立行政法人の今後の中期目標等について

平成十五年八月一日（金）閣議
小泉内閣総理大臣発言要旨

今の石原大臣の発言を踏まえ、十月一日に設立される独立行政法人の中期目標等が特殊法人改革の趣旨にふさわしいものとなるよう各大臣に先頭に立って作業を指揮いただきたい。

また、既に設立されている独立行政法人の中期目標等についても、今後の見直しの際、同程度に厳しく具体的なものとなるよう、しっかりと指示していただきたい。